

## 告 示

### 埼玉県告示第八百一十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和五年七月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 許可番号

第二〇一八―五二―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字田波目字塚場千三十七番一外二十五筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百十四・五一立方メートル

浸透効果量 〇・〇三四立方メートル毎秒